独立行政法人国立病院機構水戸医療センターにおける

研究倫理教育に関する事項

(趣旨)

第1条 この要項は、「独立行政法人国立病院機構水戸医療センターにおける研究活動 に係る不正行為の取扱いに関する要領」に定める研究倫理教育について、必要な事項 を定める。

(対象者)

第2条 研究倫理教育の対象者は、次のとおりとする。

- 一 医師(常勤医師、専攻医、研修医)
- 二 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター(以下「当院」という)で研究活動を 行う者
- 三 看護部長、副看護部長、看護師長
- 四薬剤師、臨床工学技士(士長のみ)
- 五 治験管理室員、臨床研究管理室員、研究事務担当者
- 六 倫理審査委員(外部委員を含む)、治験審査委員(外部委員を含む)
- 七 その他臨床研究部長が必要と認めた者

(教育内容等)

- 第3条 当院が実施する研究倫理教育研修(以下「研修」という。)は、次の各号のとおりとする。
- ー eAPRIN (イーエイプリン)教育研修プログラム
- 二 臨床研究部が主催する講習会
- 2 臨床研究部長は、必要に応じ随時に、対象者に対し研修を受講させることができる。

(受講時期)

- 第4条 受講義務者は、前条の一については毎年度、二については適宜受講することと する。
- 2 当院採用前に在籍していた研究機関等において、eAPRIN 教育研修プログラムを 受講した者については、国立病院機構の「研究者コース」で指定している単元と同一 の単元すべてを他の研究機関等で修了している場合に、当院における研究倫理教育を 受けたこととみなす。ただし、決定に当たっては、eAPRIN システムから出力される 受講修了証を提出させるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は臨床研究部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項の一部改訂は、令和4年9月16日から実施する。

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	改訂内容
1.0	2019年4月1日	新規制定
1.1	2022年9月16日	一部変更(不備、削除、表記の修正等)

- ※ 版数は新規制定を第 1.0 版とし、改訂が発生した際は第 1.1 版とする。
- ※ 改訂があった場合は、必ず改訂内容を記載すること。